

宇部市水道局建設工事等請負業者選定要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事等の入札に参加しようとする請負業者に必要な資格及び当該資格の審査並びに競争に参加する請負業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において「建設工事等」とは、次に掲げる工事又は業務をいう。

（1）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事

（2）測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量業務

（3）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルタント（以下「建設コンサルタント」という。）の行う業務

（4）地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項に規定する地質調査業務

（5）補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項に規定する補償業務（以下「補償関係コンサルタント業務」という。）

2 この要綱において「請負業者」とは、次に掲げる者をいう。

（1）法第 2 条第 3 項に規定する建設業者

（2）測量法第 10 条の 3 に規定する測量業者

（3）建設コンサルタントのうち土木に関する工事の設計、調査、企画等の受託を業とする者（市外に主たる営業所（法第 3 条第 1 項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する場合にあっては、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定により登録を受けた者に限る。）

（4）建設コンサルタントのうち建築に関する工事の設計、監理等の受託を業とする者（建築一般を希望する者（以下「建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 の規定により登録を

受けている者に限る。)

(5)地質調査業者登録規程第2条第1項の規定により登録を受けた者

(6)補償関係コンサルタント業務を営む者(不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第24条に規定する登録、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3に規定する登録、土地家屋調査士法(昭和25年法律第288号)第6条に規定する登録等が営業に関し法律上必要とされる業務に係る場合にあっては、当該登録を受けた者に限る。)

(入札参加資格)

第3条 宇部市建設工事等請負業者選定要綱(平成6年4月1日制定。以下「宇部市業者選定要綱」という。)の規定により入札参加資格を有すると認定され、入札参加の名簿に登録された者(以下「有資格業者」という。)に入札参加資格を与える。

(等級区分及び格付)

第4条 管理者は、宇部市業者選定要綱第4条第2項の規定により定められた格付を使用することとし、等級区分は次の表のとおりとする。

土木一式工事		建築一式工事	
等級	請負設計金額	等級	請負設計金額
A級	45,000千円以上	A級	90,000千円以上
B級	20,000千円以上	B級	35,000千円以上
	45,000千円未満		90,000千円未満
C級	5,000千円以上	C級	7,000千円以上
	20,000千円未満		35,000千円未満
D級	5,000千円未満	D級	7,000千円未満

(指名基準)

第5条 管理者は、有資格業者のうちから、指名競争入札参加者の指名を行わなければならない。

2 前項の指名は、有資格業者を宇部市業者選定要綱第4条第2項の規定により格付をした場合にあっては、等級区分に従い行うものとする。ただし、当該格付をした有資格業者の数が少数である場合その他管理者が特に必要があると認めた場合には、第6条の指名人数の2分の1を超えない範囲において直近の上位又は下位の等級に格付をされた者のうちから指名することができる。

3 次に掲げる場合においては、前項の規定を適用しないものとする。

(1)特殊な技術又は機械等を必要とする建設工事等の入札を行う場合

(2) その他管理者が特殊な事情があると認める場合

4 管理者は、指名競争入札参加者の指名に当たっては、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏らないようにしなければならない。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 審査基準日（資格審査の申請をさせる年の1月1日をいう。以下同じ。）以降における経営状況

(3) 審査基準日以降における工事成績

(4) 当該工事又は業務に対する地理的条件

(5) 手持工事又は手持業務の状況

(6) 当該工事又は業務の施行における技術的適否

(7) 審査基準日以降における安全管理

(8) 審査基準日以降における労働福祉の状況

(9) 災害復旧等への対応状況

(入札参加者の指名人数)

第6条 入札参加者の指名人数は、次の表に定めるところによるものとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りではない。

建築一式工事		水道施設工事	
請負設計金額	指名人数	請負設計金額	指名人数
90,000千円以上	13人以上	30,000千円以上	7人以上
90,000千円未満	9人以上	30,000千円未満	6人以上

その他の建設工事等	
請負設計金額	指名人数
45,000千円以上	13人以上
45,000千円未満	9人以上

(指名審査委員会)

第7条 管理者は、建設工事等に係る局の発注業務の厳正かつ公正な執行を確保するため宇部市水道局建設工事等請負業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、管理者が別に定める。

(共同企業体等の特例)

第8条 有資格業者は、管理者が別に定めるところにより、共同企業体を結成して特定の建設工事に係る入札に参加することができる。

2 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、法第3条の規定により許可を受け、かつ、経済産業局長の官公需適格組合の証明を受けているものは、宇部市業者選定要

綱の規定により、入札に参加することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(宇部市上下水道局建設工事等請負業者選定要綱)

2 宇部市上下水道局建設工事等請負業者選定要綱(平成26年上下水道局要綱)は、廃止する。